

ふくの国みやげ創出支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくの国みやげ創出支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、山口DCを契機に、山口県の「幸福（ふく）」に満たされる旅」のブランディングイメージをより浸透させるため、お土産品に着目したブランディング構築に係る取組を実施することを目的とする。

(助成事業者)

第3条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、県内に事業所を有する中小事業者等であり、かつ、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 山口県税の滞納をしていないこと。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

(3) 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ イからエに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（交付の対象及び助成対象経費等）

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、助成対象事業者が事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として一般社団法人山口県物産協会（以下「物産協会」という。）が認める経費（以下「助成対象経費」という。）とする。

2 助成率は1/2とし、助成上限額は200千円とする。

3 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 助成金の交付の対象となる経費の区分は、別表に定めるとおりとする。

(計画の採択等)

第5条 物産協会は、別で定まる募集要項に規定する応募申込書等を受理し、内容を審査後、適当と認めたときは、当該事業計画を採択するとともに、予算の範囲内で、当該計画に係る助成金内示額を、助成対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、交付申請書(様式第1号)を物産協会が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 物産協会は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付決定を行い、助成対象者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 助成対象者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ助成金に係る助成事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書(様式第2号)及び添付書類を物産協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各経費区分(科目)の20%以内の増減等、物産協会が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

2 物産協会は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、予算の範囲内で変更の承認を行い、当該助成対象者に通知するものとする。この場合において、物産協会は、必要に応じ条件を付することができる。

(中止又は廃止)

第9条 助成対象者は、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに助成金に係る助成事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を物産協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 物産協会は、前項の承認申請書を受理し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該助成対象者に通知するものとする。この場合において、物産協会は、必要に応じ条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 物産協会は、必要に応じて、助成事業の遂行状況について、助成金に係る助成事業遂行状況報告書(様式第4号)を別に定める期日までに助成対象者に提出させることができる。

(実績報告)

第 11 条 助成対象者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 20 日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、助成金に係る助成事業実績報告書（様式第 5 号）及び添付書類を物産協会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 12 条 物産協会は、前条に規定する報告書を受理し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成対象者に通知するものとする。

2 物産協会は、前項の場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、当該助成対象者にその額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 物産協会は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付している助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 法令、この要綱又はこれらに基づく物産協会の指示に違反したとき

二 助成金を交付対象事業等以外の用途に使用した場合

三 助成対象事業等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

四 助成の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

五 助成対象者が、第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号のいずれかに該当することとなったとき

2 物産協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 物産協会は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前 2 項の規定による返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、物産協会は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の支払)

第 14 条 物産協会は、第 13 条第 1 項の規定により助成すべき助成金の額が確定した後に、助成対象者に対して助成金を支払うものとする。

2 補助対象者は、助成金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（様式第 6 号）を物産協会に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 15 条 助成対象者は、助成事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 5 日から施行する。

別表

助成対象経費	費目	助成額等
県内土産品の刷新・磨き上げ等に係る経費	・企画開発に係る経費（デザイン費等） ・試作品製作に係る経費 ・成果品の商品取扱に係る検査経費 ・上記以外の刷新・磨き上げ及び開発に係る経費	助成対象経費 の 1 / 2